

平成 24 年 1 月 13 日現在

『注釈 金融商品取引法 第 1 卷』正誤表

ページ	誤	正
48 頁 24 行目から	「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下「取得勧誘類似行為」という)のうち、取得勧誘行為とは、当該取得勧誘に係る有価証券の種類によって以下のように定義する。	「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下「取得勧誘類似行為」という)のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権(「第一項有価証券」という。)に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(「第二項有価証券」という。)に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合、に該当するものをいう。 取得勧誘行為とは、当該取得勧誘に係る有価証券の種類によって以下のように定義する。
71 頁 10~14 行目	発行者等が有価証券の募集(本条 2 項)、売出し(本条 4 項)および私募(本条 3 項)を行う場合に、その者との契約に基づき、その者のために、当該有価証券の取得の申込みの勧誘等を行う行為であり、店頭、電話、ダイレクトメール、インターネット等による勧誘を代行する行為をいう。上記「引受け」と一体的に行われる場合も含め、証券業の重要な部分を占めている。	以下に掲げる有価証券の「募集(3 項柱書前段)または「私募(3 項柱書後段)」を行うことである。「募集」及び「私募」の内容については該当箇所の説明を参照のこと。
108 頁 34~36 行目	19 証券取引法研究会・前掲 29 20 証券取引法研究会・前掲 32 21 証券取引法研究会・前掲 32	19 証券取引法研究会・前掲 51 20 証券取引法研究会・前掲 51 21 証券取引法研究会・前掲 51